

四日市市上下水道局告示第26号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年四日市市水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、縮小した公印の印影を印刷して使用する、または電子計算機に記録した印影を出力して使用するの、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

- 1 名 称 (1) 四日市市上下水道事業管理者印
(2) 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印
- 2 寸 法 (1) 方20ミリメートル (1-1) 方18ミリメートル
(2-1) 方10ミリメートル (2-2) 方12ミリメートル
- 3 印 影 (1) (1-1)



(2-1)



(2-2)



- 4 使用区分 令和7年度中に使用する
- (1) 下水道事業受益者負担金負担額通知書（明細書）
下水道事業受益者負担金決定通知書
- (1-1) 受益者負担金免除決定通知書
下水道事業受益者負担金徴収猶予（承認・不承認）決定通知書
下水道事業受益者負担金減免（承認・不承認）決定通知書
- (2-1) 納付書（コミュニティ・プラント事業費負担金）
- (2-2) 下水道事業受益者負担金 納入通知書
下水道事業受益者負担金 督促状
下水道事業受益者負担金 催告書

（上下水道局管理部生活排水課）